

事 務 連 絡
令和8年 5月15日

各都道府県教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局
高 等 学 校 振 興 課

「高等学校教育改革実行計画」策定の手引きについて

「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」(令和8年2月13日)（以下「グランドデザイン」という。）において、グランドデザインを踏まえ、都道府県において「高等学校教育改革実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定することとしています。

「「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」の公表について（通知）」(令和8年2月13日付け文部科学省初等中等教育局長)では、各都道府県において実行計画を策定する際のひな型等については、追って連絡するとしていたところです。

今般、各都道府県における実行計画の策定に当たって、参考となるよう、「「高等学校教育改革実行計画」策定の手引き」（以下「手引き」という。）を作成しました。手引きでは、実行計画を策定する際の基本的な考え方や、計画の構成例（ひな型）、記載内容について示しています。計画の策定に当たっては、参考として御活用ください。

実行計画の実現に当たっては、一般財源のほかに、国の財政支援や新たな地方債を財源として活用することが見込まれます。既に「高等学校教育改革促進基金」を通じて先導的な学びの在り方を構築するパイロットケースの創出に取り組むとともに、地域の実情に応じた取組を進めるための「高等学校教育改革等推進事業債」を創設しています。今後さらに、グランドデザインに掲げた高校改革を推進するため、文部科学省としては、令和9年度以降、安定財源を確保しつつ、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな仕組み（以下「交付金等」という。）を検討（注）し、改革先導拠点以外の高校改革も後押ししたいと考えています。実行計画に記載される取組のうちどのような取組を交付金等の対象とするのかを含め、令和9年度予算の編成過程において検討する予定です。

なお、令和9年度以降、交付金等を構築する際には、予算事業の執行の先例に照らした場合、令和8年度中に実行計画を策定している都道府県に対し、計画に位置付けられる取組を対象に交付金を措置することが考えられますのでご注意ください。

（注）令和7年度補正予算で措置した高等学校教育改革促進基金の執行状況等を踏まえ、令和9年度予算の編成過程で検討する。

各都道府県教育委員会におかれては、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を含む。）に対し、本件について速やかに周知くださるようお願いいたします。

添付資料

（別添）「高等学校教育改革実行計画」策定の手引き

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 高等学校振興課

TEL：03-5253-4111（内線 5854）

E-mail：koukou@mext.go.jp

「高等学校教育改革実行計画」 策定の手引き

令和8年5月15日

文部科学省

初等中等教育局 高等学校振興課

本手引きについて

- 「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（令和8年2月13日文科科学省）（以下「グランドデザイン」という。）においては、各都道府県がグランドデザインを踏まえ、高等学校教育改革実行計画（以下「実行計画」という。）を策定することとしています。
- この度、都道府県における実行計画の策定に当たって、参考となるよう、本手引きを作成しました。ここでは、計画を策定する際の基本的な考え方や、計画の構成例（ひな型）、記載内容について示しています。
- 計画の策定に当たっては、本手引きを参考としてご活用ください。
- 既に高校教育に関する基本的な計画（再編整備計画等）が策定されている場合には、首長や関係部局、大学、地域の関係者や産業界と十分に連携・協働し、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえて、追加又は見直した上で、当該計画等を活用することも考えられます。
- また、「高等学校教育改革等推進事業債の取扱いについて（周知）」（令和8年4月1日付け文科科学省初等中等教育局高等学校振興課、文科科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡）でお知らせしているとおり、高等学校教育改革等推進事業債は、実行計画に基づいて行われる公立の高校等の施設設備の整備に係る地方単独事業であって、グランドデザインに掲げる「専門高校の機能強化・高度化」、「普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化」、「地理的アクセス・多様な学びの確保」に資する施設設備の整備事業が対象となりますのでご注意ください。

実行計画の策定に当たって

（実行計画の意義）

- 高校改革に関する国全体の共通ビジョンであるグランドデザインを踏まえ、各地域の実情等を十分に勘案しながら、高等学校教育改革促進基金による改革先導拠点の取組も含めて、実行計画において域内の高校改革を広く進めていくための方針を定める必要があります。
- 生徒一人一人の多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現を支え、生徒の可能性を広げ能力を伸ばすことが、個人の幸福につながり、ひいては、国家社会の形成や地域の発展に主体的に参画し貢献する意識等を備えた自立した人材につながっていくという視点から記載することが重要です。

(関係機関との連携・協働)

- 実行計画の策定に当たっては、首長や関係部局、大学、市町村、地域の関係者や産業界と十分に連携・協働することが必要不可欠です。また、その際には、地域の人材育成方針や課題を共有し、それぞれの役割分担を明確にして、取組に生かすことが重要です。
 - 2040 年を見据え、高校改革によって目指す社会の姿を実現するためには、生徒が今後必要とされる力を身に付けられるよう、高校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、関係機関や関係者と広く連携・協働することが極めて重要です。改革の方向性やその状況を関係者と広く議論することが重要です。
 - そのための枠組みとして、例えば、以下の協議体が挙げられます。実行計画の策定だけでなく、具体的な改革の実行における首長及び産学官等の連携促進の場としての活用が必要です。
- ①総合教育会議
 - ・教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している知事等の首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層教育行政の推進を図る場です。
 - ・なお、実行計画は「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項第 1 号）として協議事項に該当するものと考えています。
 - ②地方産業教育審議会
 - ・産業教育振興法（昭和 26 年法律第 228 号）第 11 条に基づき設置されるもので、産業界との協力を促進することを含めた産業教育の振興について調査審議する場です。知事や教育委員会等に対して建議を行います。
 - ③地域構想推進プラットフォーム
 - ・高等教育機関の長、知事、地域産業界等の代表者をはじめ、地域の産学官金等が様々なレベルで緊密に連携し、各地域の人材需給の状況や産業界等のニーズを共有しながら、実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組を協議・実行するための場です。
 - ④地域人材育成構想会議
 - ・経済産業省の各経済産業局が開催し、地域ブロックごとに、地域の人材需要の変化の分析を踏まえ、人材育成施策の方向性及び産学を含む関係者による連携方策を議論する場です。
- このように、実行計画の策定に当たっては、地域の多様な関係者が参画する協議体を積極的に活用いただくことを想定しています。協議体の開催にとどまるのではなく、その結果として産業界をはじめとした関係者と連携・協働した具体的な取組にまで進展することが重要です。

例えば、専門人材の派遣、企業等での実習、新たなカリキュラムの構築、施設・設備の提供、企業等による地方公共団体への寄附、高大連携等が具体的な取組として挙げられます。グランドデザインに加えて、高等学校等教育改革取組アイディア集（令和8年2月19日令和7年度産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業公募説明会資料）もご参照ください。

実行計画の記載内容

- 実行計画の構成例を別紙1で示しています。
- 実行計画は改革の取組を記載するものであり、第4章・第5章の具体的施策や、第6章の計画の推進等が中心となります。一方で、計画の位置づけや計画期間などの基本的な事項について最初に述べるため第1章を立てています。また、なぜ、そのような施策を進める必要があるのかを明確にするため、第2章で現状と課題を章立てしています。
さらに、関係者間で理念や改革が目指す具体的なイメージを共有することができるよう、第3章で改革の基本的な考え方や方向性について章立てしています。
- この構成例をもとに、各章ごとに押さえておくべきポイントや具体的な考え方等について解説します。

（計画の策定に当たっての基本的な事項について）

第1章 本計画について

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 計画策定までの経緯（検討体制など）

- 都道府県全体として政策の一貫性を確保することや、計画の実行段階において各部局間の連携を円滑にする観点から、既存の高校教育に関する計画（例：教育振興基本計画、高校再編整備計画等）や産業振興ビジョン等との内容の整合性や連携について記載することが大切です。
- 計画期間を設定する際には、2040年に向けた高校改革の第一段階として、実行計画に記載した取組を実施するために必要となる当面の期間について、例えば3～5年程度と明確にしておくことが必要です。

- 実行計画の策定に当たっては、グラウンドデザインで例示した関係団体等のほか、中学校の関係団体やPTA 団体等の代表を含めることもできます。また、高校生の意見に加えて、教職員や、将来高校に進学する可能性のある中学生や小学生、保護者を含む多くの都道府県民の意見を聴取することが期待されます。
- 高校教育は地域社会との関わりが深く、多くの関係者の理解と協力が不可欠であるため、透明性のある検討プロセスであることを示すことが大切です。計画策定に至るまでの経緯を丁寧に示すことで、計画の妥当性や信頼性を高めることにもつながります。

（高校教育の現状と課題について）

第2章 ○○県における高校教育の現状と課題

1. 高校教育を取り巻く社会的な状況
2. 本県における高校教育の現状と課題

- 各都道府県の高校教育を取り巻く社会的な状況や高校教育の現状に関する客観的なデータ等を踏まえて、高校教育に関する課題を幅広く検討・分析し、可能な限り明確にする必要があります。
- 客観的なデータには、国等の統計情報のほか、都道府県や市町村等が実施したアンケートやヒアリングの調査結果も考えられます。現状を踏まえる観点からは、これまで実施してきた高校改革の取組やその成果についても含まれます。
- 改革の必要性や取組内容の背景となる課題を、生徒、保護者、学校関係者をはじめ、広く分かりやすく示す必要があります。例えば、これからの時代に対応した教育内容との関係を念頭に置きつつ、地域別就業構造の推計と現在の域内の高校の学科構成の状況、生徒数の減少に伴う影響、学校の適正規模・適正配置の課題など、各都道府県における人材育成上の課題や、生徒の多様なニーズに対応した教育機会の確保に関する課題などについて具体的に記載することが重要です。

（高校改革の基本的な考え方と方向性について）

第3章 高校改革の基本的な考え方と方向性

1. 改革の基本的な考え方
2. 方向性（2040 年に向けた高校の姿）

- 首長、地域住民、大学、産業界、関係機関など全ての関係者が、同じ認識の下で一体的にこれからの高校改革に取り組むことができるよう、「今どのような改革が必要なのか」という関係者間で共通して理解しておく基本理念や考え方、目指す高校の姿について記載することが重要です。

(高校改革の実現に向けた具体的施策について)

第4章 高校改革の実現に向けて中核となる3つの施策等

1. 専門高校の機能強化・高度化
2. 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化
3. 地理的アクセス・多様な学びの確保

(関連する取組)

- 「改革先導拠点」の取組
- 学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援

第5章 その他の具体的施策

1. 学校運営の改善
2. 教育環境の整備・教師を取り巻く環境整備
 - (1) 学校の配置・規模の適正化
 - (2) 学校施設の整備方針
 - (3) 教師を取り巻く環境整備(指導・運営体制の充実、学校における働き方改革)
 - (4) 教員研修・人事配置
3. 高校入学者選抜の改善
4. 生徒・保護者・県民への周知

- 具体的施策として、第4章及び第5章「1. 学校運営の改善」～「4. 生徒・保護者・県民への周知」の柱を例示しました。

グランドデザインにおいては第4章を中心に記載していますが、これらを効果的なものとするために必要な事項として、第5章を示しています。

- 特に、第5章「4. 生徒・保護者・県民への周知」は、高校改革を進めるうえで、教育委員会や知事部局、大学、産業界など、改革の担い手となる関係者が一体となって取り組むことはもちろんのこと、生徒やその保護者、広く県民一般から高校改革の必要性や方向性について理解を得ながら進めることが重要です。

その際、AI等の進展によって社会全体が大きく変わり、その変化に伴う生徒に求められる資質・能力や学びの在り方の変化を意識することや、従来の進路選択の見方が今後も適当なものではなくなりつつあるという問題意識を社会全体で共有することが必要です。改革の意味・目的や各高校の取組について、これから高校生となる子供たちやその保護者を含め、広く県民に対して周知することが不可欠であることから、

- ・ 高校改革の狙いや新たな学校像についての都道府県による広報
 - ・ 保護者や地域住民等の理解・協力を得るためのコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組みの活用
- などについて記載することが重要です。

- 都道府県は、高校教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立高校の配置及び規模の適正化に努めなければならない（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）第 4 条）ことから、域内の政令指定都市や高校を設置する市町村も含めて具体的施策について調整・検討することが必要です。なお「公立高校」には、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、高等専修学校も含むことも考えられます。
また、各都道府県における私立高校の実情等を踏まえた上で、改革の取組の対象となり得る場合、該当する私立高校を記載することも考えられます。

<第 4 章について>

- グランドデザインで示した、新たな学校像を実現するための取組を記載することを想定しています。なお、グランドデザインでは基本となる 3 つの改革の柱を踏まえた取組を記載していますが、これに加えて都道府県独自の取組を記載することも妨げられません。
- その際、義務教育段階における取組や進路指導、キャリア教育等の充実の観点にも留意することが必要です。
- 「改革先導拠点」の取組では、全国及び都道府県全域の改革をけん引する改革先導拠点について、「令和 7 年度 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の改革先導拠点における取組や、その成果の他校への戦略的な共有・普及方策について記載することが重要です。

<第 5 章について>

- 本章の記載に当たっては、グランドデザインにおける基本となる 3 つの改革の柱との対応関係を整理して記載することが重要です。

「1. 学校運営の改善」

- グランドデザイン P.6 で示した校長のリーダーシップの下で行われる取組等のほか、次期学習指導要領における単位制の柔軟化の方向性を踏まえた教育課程の改革（「中央教育審議会 教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）（令和 7 年 9 月 25 日）第三章（3）高等学校段階における教育課程の柔軟化」を参照）等について記載することも重要です。
- 生徒やその保護者が教育活動の目的や内容について十分に理解と納得をした上で改革を進めていくことが不可欠であることから、学校の適切かつ積極的な情報公開は極めて重要です。学校の特色や教育内容はもとより、卒業時の具体的な進路（進学先・就職先等）だけでなくその後のキャリア形成、授業料や授業料以外の家庭の教育費負担など、小中学生・保護者の関心に応え、高校を選択する際の判断の一助となるような情報提供が求められます。
また、中学生への進路指導においても都道府県の高校改革の方向性を踏まえたものとなるよう、中学校関係者等との連携も重要です。

【情報公開する事項（例）】

入学者数・在籍者数・退学/転学者数・卒業者数、進学者数や就職者数などの進学・就職状況、卒業後の具体的なキャリア形成、授業料・授業料以外の家庭の教育費負担額、生徒の学習活動・進路選択・心身の健康等に係る支援内容、教育活動や学習・生活環境に対する在校生や卒業生の意見、同一校の学科・コース間や学校間連携の実施状況 等

「2. （1）学校の配置・規模の適正化」

- グランドデザインにおいては、2040 年に向けて、いわゆる理系人材を育成することや、専門高校の生徒数が現在と同水準となることを目指しており、学校の配置や規模の適正化を検討する際は、これらの視点を踏まえることが重要です。

特色・魅力ある普通科高校改革を進める観点から、高等教育機関や産業界との連携・協働の強化等による理数系教育に重点を置いた学習機会の創出（理数系教育に重点を置いた学科等の設置も含む。）や、特色・魅力ある専門高校改革を進める観点から、都道府県内の各地域の実情を十分に踏まえ、既存の学科の再編による新たな専門学科の設置や専門高校以外の高校再編などが考えられます。

「2. （2）学校施設の整備方針」

- 実行計画の方向性・内容に対応した、普通教室や特別教室、産業教育施設といった学校施設の整備計画等について、その目的や具体的内容について記載することが考えられます。

「2. （3）教師を取り巻く環境整備」

- 改革を持続可能なものとするためには、指導運営体制の充実方策に加えて、「学校と教師の業務の3分類」（特に、部活動、進路指導、生徒募集に係る業務に関するもの）の徹底、教師と事務職員や支援スタッフとの協働、校務 DX による業務効率化、学校運営にかかる外部委託の推進、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用した働き方改革の実効性の向上のための手立てなどについて記載することが重要です。

「2. （4）教員研修・人事配置」

- 学校に応じた人事配置の工夫などについて、特別免許状の積極的な活用も含めた多様な分野での専門人材の確保や、改革先導拠点の取組・成果を普及・共有を図るべく、改革先導拠点での勤務経験を有する教員の他校への配置なども含めて記載することが重要です。

「3. 高校入学者選抜の改善」

- 高校入学者選抜の改善について、「中央教育審議会 教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）（令和7年9月25日）第七章（2）高等学校入学者選抜」を参照して記載することが重要です。

＜実行計画の実現のための支援について＞

- 都道府県は、グランドデザインを踏まえて策定する実行計画において、各地域の実情や就業構造の変化の推計等を踏まえながら、域内の高校改革を広く進めていくための方針を定めることとなります。その計画の実現に当たって、高等学校教育改革促進基金なども活用することが見込まれます。また、地方単独事業について、公立高校等の施設設備の整備に係るものは、高等学校教育改革等推進事業債を活用することが想定されます。（※）
（※）都道府県において造成される「高等学校教育改革促進基金」を通じて先導的な学びの在り方を構築するパイロットケースの創出に取り組むとともに、地域の実情に応じた取組を進めるための「高等学校教育改革等推進事業債」を創設しています。
- また、グランドデザイン P.12 に記載している通り、「計画を着実に実現できるよう、安定財源を確保した上で、『高等学校教育改革交付金（仮称）』等の新たな財政支援の仕組みを構築（※）することにより、地域人材育成の中心となる高校を広く応援し、高校生の学びを支援する」こととしています。
（※）令和7年度補正予算で措置した高等学校教育改革促進基金の執行状況等を踏まえ、令和9年度予算の編成過程で検討する。

（計画推進に当たっての基本的な事項について）

第6章 計画の推進

1. 進捗の管理と評価
2. 推進体制
3. 数値目標
4. 改革の工程表

- 実行計画を策定して終わりではなく、当該計画の中で示した取組を着実に実行することが重要です。
- 高校改革は、単年度では完成せず、中長期的な取組が必要不可欠です。
PDCA サイクルを確立する観点から、継続してモニタリングを行い、効果が十分に現れていない施策についてはその原因を特定し、取組の改善・変更や必要に応じて計画の改訂を検討するなど、高校改革に係る進捗管理や評価・改善に係るプロセスについて具体的に記載することが重要です。このような評価・改善を行う上で、定期的な検証を通じて得られるデータや学校現場等の動向を適時に集約・分析する仕組みも必要です。
- 都道府県全体のプロジェクトとして推進されるよう、教育委員会と知事部局（総務部、企画部、商工労働部、農林水産部、健康福祉部等（私学担当部署、交通政策担当部署を含む。））が一体となった推進体制（参画する部局名及び具体的な役割・提供リソース）や、総合教育会議等における高校改革の進捗状況の確認等について記載することが重要です。

- また、グランドデザイン P. 18 を踏まえ、実行計画の策定後も多様な関係者が継続してモニタリングや施策等に関与する仕組みとすることも含め、着実に実行に移すためのプロジェクトマネジメント体制（責任者、実務担当者、具体的な役割、会議体）も記載することが重要です。
- 実行計画の成果を客観的に把握するための指標として数値目標を設定することが重要です。

目標及びその達成状況を測る指標（定量的・定性的）の設定に当たっては、都道府県ごとに産業構造・就業構造や、学校数・学科数とその生徒数等が異なるため、地域の実情に応じて設定することが必要です。一方で、国全体の目標に合わせて都道府県の目標を設定する場合には、グランドデザインと都道府県として取り組む高校改革の方向性が明確になると考えられるため、グランドデザインの目標も十分に踏まえた上で、設定することが重要です。

数値目標の記載例を別紙 3 で示しています。記載例のほか、地域の実情に応じた都道府県独自の目標やその指標について設定することも考えられます。
- 施策の全体像を把握し、中長期的な視点をもって取り組み続けられるよう、各施策のロードマップを記載することが重要です。

特に改革と一体不可分な施設整備に当たっては、予算面や技術職員数、工事業業者数等の制約や、既存の施設整備計画も踏まえ、あらかじめ新たな改革に取り組む順番を決めておくことが必要になると考えています。

（別紙１）高等学校教育改革実行計画の構成例

第1章 本計画について

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 計画策定までの経緯（検討体制など）

第2章 ○○県における高校教育の現状と課題

1. 高校教育を取り巻く社会的な状況
2. 本県における高校教育の現状と課題

第3章 高校改革の基本的な考え方と方向性

1. 改革の基本的な考え方
2. 方向性（2040年に向けた高校の姿）

第4章 高校改革の実現に向けて中核となる3つの施策等

1. 専門高校の機能強化・高度化
2. 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化
3. 地理的アクセス・多様な学びの確保
（関連する取組）
 - 「改革先導拠点」の取組
 - 学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援

第5章 その他の具体的施策

1. 学校運営の改善
2. 教育環境の整備・教師を取り巻く環境整備
 - （1）学校の配置・規模の適正化
 - （2）学校施設の整備方針
 - （3）教師を取り巻く環境整備（指導・運営体制の充実、学校における働き方改革）
 - （4）教員研修・人事配置
3. 高校入学者選抜の改善
4. 生徒・保護者・県民への周知

第6章 計画の推進

1. 進捗の管理と評価
2. 推進体制
3. 数値目標
4. 改革の工程表

(別紙2)「第4章 高校改革の実現に向けて中核となる3つの施策等」の記載例

1. 専門高校の機能強化・高度化について

[illegible]

(※)「バイターンシップ」とは、アルバイトとインターンシップをかけ合わせた造語とされている。ここでは、単なるアルバイトではなく、キャリア教育の一環で実施するなど、教育課程上の活動として適切に計画されたものをいう。有償にて実施することも可。

2. 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化

施策・事業名	施策・事業の概要	担当部署
実社会につながる 生きた授業の実践	地域の大学・産業界等と連携・協働した講義や共同探究を通じて、理数系教育に重点を置いた教育カリキュラム編成や、多様な視点からアプローチする文理横断型の授業の展開、地域社会の課題解決や魅力に着目した探究活動等を推進する。これにより、生徒が高校での学びと実社会の仕組みや課題とのつながりを明確に実感できる環境を構築し、生徒が自立した主権者として、卒業後の進路選択や将来設計に向かって具体的な道筋を主体的に描けるようにする。そして進学や就職時にこの学びが適切な評価を受けられるような仕組みへと社会が変化することを目指して取り組む。	・教育委員会××課 ・△△部○ ○課
高度実験環境を 核とする理数探究 拠点整備	生徒の興味・関心に応じた主体的な探究活動を進めるため、理科実験室・「DX ラボ」における高度な実験機器・情報機器を、授業の内外で活用できるようにするとともに、外部人材等の支援員による年間を通じた継続的な指導・支援を行う。あわせて、他校の生徒や中学生にも利用機会を提供することや高度な機器環境を生かした教員研修を提供することにより、理数系分野の探究活動・教員研修の拠点として、学校間連携や次世代人材育成に貢献する。	・教育委員会××課 ・△△部○ ○課
探究型授業研修 の充実による教師 のスキル向上、探 究伴走支援専門 チームの構築	外部専門人材等との連携・協働により、探究型授業研修を体系的に実施し、教師が課題設定、仮説立案、観察・実験による検証、考察や成果発表に至る探究プロセスを一貫して指導できる力の育成・向上を図る。さらに、理数担当の教師を中心に他教科担当の教師や支援員が連携・協働し探究活動を伴走支援する専門チームを構築し、生徒一人一人の探究活動に継続的かつ組織的に取り組む体制を整備する。	・教育委員会××課 ・△△部○ ○課
○○○……………	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○……………	・○○○○○ ○……
⋮	⋮	⋮

3. 地理的アクセス・多様な学びの確保

施策・事業名	施策・事業の概要	担当部署
学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機会の確保	生徒の地理的アクセスの確保を図りつつ、学校配置・規模の適正化を行うとともに、中山間地域や離島等の学校が抱える課題や、学習進度・学習理解の程度が大きく異なる生徒や不登校経験などを有する生徒など1つの学校に多様な生徒がいる場合などに対応するため、都道府県教育委員会が中心となり、域内（必要に応じて県外）の高校が連携し、学校間連携やデジタル技術の活用による遠隔授業の充実・強化を図ることにより、生徒が在籍する学校・課程・学科における授業に限らず、他校の生徒や教師以外の専門家等とのつながりも通じて、好奇心や進路を見据えた学習ニーズに応じた学習環境を実現する。さらに、「オーダーメイドの時間割」で多様な学習ニーズに応える、全日制・定時制・通信制の垣根を超えた課程間併修を活用した柔軟な教育課程を編成する。	・教育委員会××課 ・△△部〇〇課
学校と地域の関係機関の連携・協働の強化による学習環境の提供	生徒の個性や特性を踏まえ、住んでいる場所、家庭環境、不登校経験や特別な教育的支援を必要とする状況など多様な背景等にかかわらず、心理的にも安心して必要な学習を行うことができるよう、デジタル技術も活用するとともに、学校、教育委員会、知事部局（福祉部局、産業振興部局等）、産業界、高等教育機関、福祉施設、医療施設等が、専門人材の派遣を含む連携・協働体制を構築することにより、一人一人の生徒の状況に応じた学習環境を提供する。	・教育委員会××課 ・△△部〇〇課
他の学校種との連携の充実	小中学校及び特別支援学校等、他の学校種と連携し、発達の段階や一人一人の教育的ニーズを共有することにより、切れ目のない学びや合理的配慮の提供を保障する。また、学校種の垣根を超えた教職員研修や相互理解のための機会を設けることにより、生徒一人一人への支援・配慮や専門的な知見を必要とする指導の幅を広げることにつなげる。	・教育委員会××課 ・△△部〇〇課

地域と密着した多様な学習ニーズに対応した学びの提供	過疎地域等において地方創生の核となる魅力ある高校づくりを進めるために、寮整備を含むアクセス確保や、県内外からの生徒受け入れ、学校間連携の制度の活用、地域の様々な関係者と連携・協働した授業や地域課題を題材とした探究活動等を進める。	・教育委員会××課 ・△△部○ ○課
○○○…………	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○…………	・○○○○ ○……
⋮	⋮	⋮

(関連する取組)

○「改革先導拠点」の取組

拠点名	取組	成果の他校への普及方策
○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○…………	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○…………
⋮	⋮	⋮

○学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援

施策・事業名	施策・事業の概要	担当部署
学校と地域が連携・協働した学力向上、学習支援	放課後等を活用して、学校と地域（外部機関、地域人材、高等教育機関、NPO 法人等）が連携・協働することにより、地域人材による学習支援や課外活動の充実を図ることなどを通じて、義務教育の成果を更に発展させるとともに、知識の質を更に高め、確かな学力を育成する。これにより、家庭の経済状況や地理的状况に左右されることなく、意欲のある高校生の学びの充実を図る。	・教育委員会××課 ・△△部○ ○課

(別紙3) 「第6章 3. 数値目標」の記載例

(1) 職業教育の高度化・魅力の強化関係

- ××××年(計画期間の終期を記載)までに100%の専門高校において、資格取得などにつながる卒業後の進路(進学・就職等)も見据えた実践的な学びを、地域の産業界や大学等と連携・協働し、年間を通じて実施する【目標1】

指標	現状値	令和×年度(計画期間終了時)	令和22年度(2040年度)
地域の産業界や大学等と連携・協働して年間を通じた実践的な学びを実施している専門高校の割合	○%	○%	100%
専門高校での学びが、資格取得や卒業後の進路(進学・就職等)に役立ったと考える生徒の割合	○%	○%	100%
○○○…………	○%	○%	○%

⋮ ⋮ ⋮ ⋮

- 特色・魅力ある専門高校改革を進めることにより、個々の生徒の進路選択の結果、少子化傾向においても、2040年までに、専門高校の生徒数が現在と同水準となることを目指す【目標2】

指標	現状値	令和×年度(計画期間終了時)	令和22年度(2040年度)
専門高校の生徒数	○人	○人	○人
(参考)専門高校の入学定員数	○人	○人	○人
○○○…………	○%	○%	○%

⋮ ⋮ ⋮ ⋮

- ××××…………【目標△】

指標	現状値	令和×年度(計画期間終了時)	令和22年度(2040年度)
○○○…………	○%	○%	○%

⋮ ⋮ ⋮ ⋮

(2) 普通科の在り方の転換・魅力の強化関係

- ××××年（計画期間の終期を記載）までに、100%の普通科高校において文理横断的な学びに取り組む【目標3】

指標	現状値	令和×年度（計画期間終了時）	令和 22 年度（2040 年度）
文理横断的な学びに取り組む普通科高校の割合	○%	○%	100%
○○○……………	○%	○%	○%
⋮	⋮	⋮	⋮

- 将来的には、文系・理系の区分がなくなることを目指しつつ、2040 年時点では、個々の生徒の進路選択の結果、普通科高校の生徒のうち、いわゆる文系の生徒と理系の生徒の割合が同程度となるよう、特色・魅力ある普通科高校改革を進める【目標4】

指標	現状値	令和×年度（計画期間終了時）	令和 22 年度（2040 年度）
普通科高校の生徒のうち、文系・理系の生徒数の割合（文系生徒:理系生徒）	○%:○%	○%:○%	文系と理系の生徒数の割合が同程度
数学や理科等の科目が将来に役立つと考える生徒の割合	○%	○%	○%
○○○……………	○%	○%	○%
⋮	⋮	⋮	⋮

- ××××……………【目標□】

指標	現状値	令和×年度（計画期間終了時）	令和 22 年度（2040 年度）
○○○……………	○%	○%	○%
⋮	⋮	⋮	⋮

(3) 多様な学びの確保関係

- 高校において質の高い教育が実施されているかを把握するため、高校生の学びの状況等に関する生徒に対する調査を 2027 年度中に実施し、肯定的な評価の割合を 2040 年度までに向上させる【目標5】

指標	現状値	令和×年度（計画期間終了時）	令和 22 年度（2040 年度）
（留意事項を参照）	○%	○%	○%
○○○…………	○%	○%	○%
⋮	⋮	⋮	⋮

- 2040 年までに高校卒業段階の進路未決定者の割合を半減させる【目標6】

指標	現状値	令和×年度（計画期間終了時）	令和 22 年度（2040 年度）
（留意事項を参照）	○%	○%	○%
○○○…………	○%	○%	○%
⋮	⋮	⋮	⋮

- ××××…………【目標○】

指標	現状値	令和×年度（計画期間終了時）	令和 22 年度（2040 年度）
○○○…………	○%	○%	○%
⋮	⋮	⋮	⋮

【留意事項】

記載例の【目標 1】及び【目標 2】について、ここの「専門高校」とは、グランドデザインに基づく実行計画に位置付けられた学校であって、全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程であって農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉に関する学科、その他専門学科のうち職業に関する学科及び総合学科を設置する学校、特別支援学校高等部であって専門学科のうち職業に関する学科を設置する学校のことを指しています。

また、【目標 1】における「地域の産業界や大学等と連携・協働して年間を通じた実践的な学び」とは、具体的には以下のような取組を行うことが考えられます。

（例）

- ・ 産業界等の協力のもと、長期インターンシップやデュアルシステムを、教育課程内（既存教科・科目、学校設定教科・科目、総合的な探究の時間など）で、年間指導計画に位置付けて継続的に行う取組
- ・ 産業界・大学等とともに取り組むプロジェクト型・課題解決型学習や、共同研究を、教育課程内（既存教科・科目、学校設定教科・科目、総合的な探究の時間など）で、年間指導計画に位置付けて継続的に行う取組

- ・ 産業界・大学等から専門家を招聘して行う講義・実技指導等を、教育課程内（既存教科・科目、学校設定教科・科目、総合的な探究の時間など）で、年間指導計画に位置付けて継続的に行う取組
- ・ 産業界・大学等と連携して行う施設見学、出前授業、現場実習（短期インターンシップ）等を、年間を通じて一連の内容として年間指導計画に位置付けて行う取組（既存教科・科目、学校設定教科・科目、総合的な探究の時間など、教育課程内で行うもの）
- ・ 産業界・大学等による資格・技能検定取得の実践的な支援（単発ではなく、年間を通じた計画があるもの）（※課外活動での実施も含むが、相当数の生徒を対象とするもの）
- ・ その他、上記に類する取組

【目標３】及び【目標４】について、ここの「普通科高校」とは、グランドデザインに基づく実行計画に位置付けられた学校であって、全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（高等学校の学習指導要領に準じた教育を行う教育課程を行うものに限る。）のうち普通教育を主とする学科を設置する学校のことを指しています。

また、【目標３】における「文理横断的な学びに取り組む」とは、大学教育における理工・デジタル系人材育成の強化や文理分断からの脱却等の改革の状況を踏まえ、入学から卒業までの間、生徒が特定の教科に偏ることなく、文理双方の素養を身に付けられるような教育課程を実施した上で、以下のような取組を行うことが考えられます。

※文理横断的な学びとは、「学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するため、文理の枠を超えて教科等横断的な視点に立って進める学び」のこと。

（例）

- 中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた審議も踏まえつつ、
- ・ 文理横断の学校設定教科・科目を開設し、所属する全ての生徒の必履修教科・科目とする取組
- ・ 「理数探究基礎」又は「理数探究」を、所属する全ての生徒の必履修科目とする取組
- ・ 総合的な探究の時間において、年間を通じて実施する文理横断的な学びを年間指導計画に位置付ける取組
- ・ 高等学校学習指導要領に基づき、国語・地理歴史・公民・外国語等の教科・科目を適切に開設・実施しつつ、各教科・科目等について相互の関連を図ったうえで、例えば新たに以下のような取組を行うもの
 - ▶ 数学Ａ・Ｂ・Ｃの学習内容の中から数理・AI・データサイエンスにつながる事項を抽出した学校設定科目を設定し、文理問わず必履修とする取組（なお、次期学習指導要領の円滑な実施に向けて、義務教育段階のサキドリ研究校事業を参考にしつつ、来年度以降、高校を対象とした教育課程の柔軟化の事例創出のための仕組みを検討している。）
 - ▶ 主に就職を想定するコースや文系コースであっても、卒業までの間、数学を履修する形とする取組（必ずしも数学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ａ・Ｂ・Ｃ全て

の履修を求めるものでなく、例えば中学校までの学び直しや社会・職業と直結した学習内容を含めた数学の学校設定科目の開設と組み合わせることも考えられる。)

- ▶ 文系・理系コースの分断を解消するため、数学の同一科目（例：数学Ⅱ）を文系・理系コース別に開講する形から、共通の内容で開講する形に改める取組
- ▶ 理科の基礎科目全て（物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎）を、文系・理系問わず学校における必修科目とする取組
- ・ その他、上記に類する取組

【目標5】及び【目標6】について、グランドデザインで言及しているように、国としての調査方法を検討しているところであり、詳細については追ってご連絡します。

このほか、地理的アクセスも含めた多様な学びを確保できているかどうかを把握するためには、中学校卒業者のうち進路未決定者等の数・割合や、高校中途退学者数・中途退学率等を参考指標として活用することが考えられます。都道府県として、地方の生徒はもとより誰一人取り残されず、多様で質の高い学びを保障するためにも、当該指標を活用してその動向を把握しておくことが重要です。